

決算報告

平成21年度

～緊急経済・雇用対策を推進～

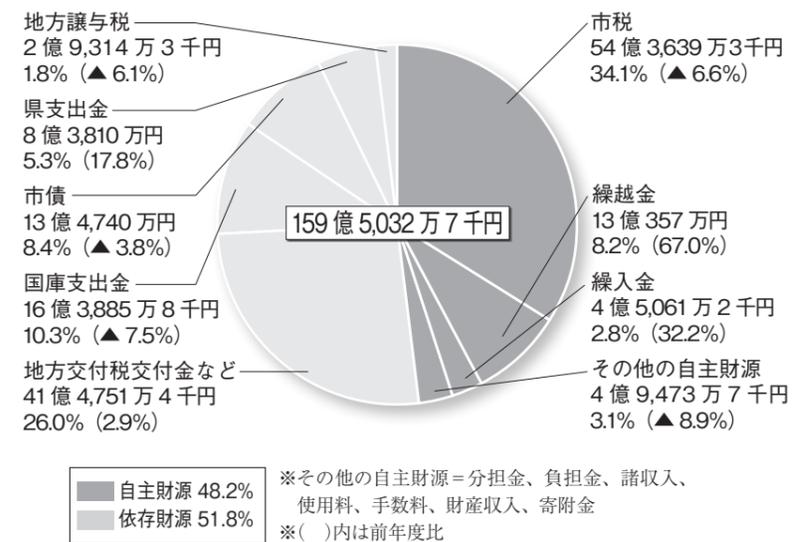
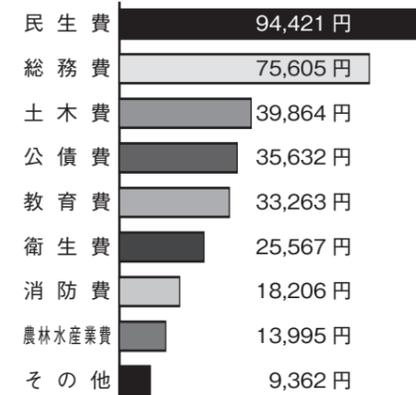
9月の市議会定例会で、平成21年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計は、歳入総額159億5,032万7千円に対して、歳出総額が152億4,931万8千円で、繰越額を差し引いた実質収支額は、6億3,325万1千円です。 〇財政課 ☎内線1572

※表・グラフの割合は、小数点第2位を四捨五入しています。

1人当りに使われたお金

345,915円/年

(平成22年4月1日現在人口 44,084人)

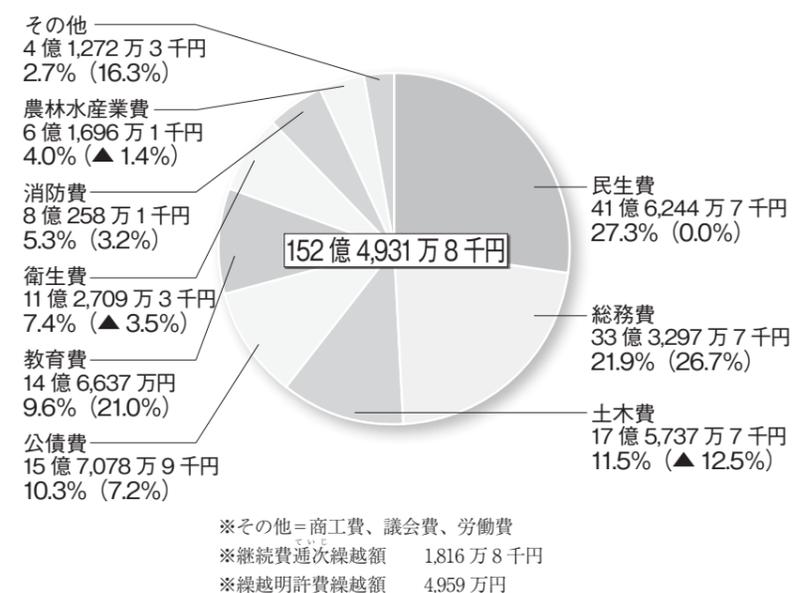


歳入決算の特徴として、市民法人税と固定資産税が減収となり、市税全体で昨年度より6.6%減少しました。地方交付税は、市税の減収による基準財政収入額の影響を受け2.9%増額となりました。県支出金は、緊急雇用創出事業補助金などの国の雇用対策により17.8%増えています。一方、市債は、普通建設事業の見直し、国の政策による経済危機対策などの補助金の活用により、後年度負担を考慮し借入の抑制に努め、3.8%減少しています。

一般会計歳入

一般会計歳出

歳出決算額は、昨年度より5.9%増加しています。特徴としては、総務費の霞ヶ浦庁舎建設事業と定額給付金給付事業の実施に伴い、26.7%増加しています。教育費は、志筑小学校校舎移転整備事業の実施に伴い、21.0%増加しています。土木費は、市道55号線整備事業の終了に伴い12.5%減少しています。また、その他については、市内の商工業の活性化を図るため、プレミアム付き商品券の販売の実施などの影響により、16.3%増加しています。



特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入45億1762万6千円に対し歳出44億4461万1千円でした。これは、医療の支払いである保険給付費(通院・入院など)が見込みよりも伸びなかったことによるものです。下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業加茂地区の整備に伴い、歳出決算額は昨年度より25.1パーセント増加しています。

財政健全化判断比率などの状況

表1 特別会計決算状況

会計名	決算額(円)	前年比(%)	実質収支額(円)	
国民健康保険	歳入	45億1,762万6千	4.5	7,301万6千
	歳出	44億4,461万	4.4	
老人保健	歳入	5,266万7千	▲83.9	668万6千
	歳出	4,598万1千	▲83.9	
後期高齢者医療	歳入	5億6,082万2千	13.0	2,496万8千
	歳出	5億3,585万4千	12.6	
下水道事業	歳入	17億1,557万	25.4	5,649万8千 (71万6千)
	歳出	16億5,835万6千	25.1	
農業集落排水事業	歳入	4億3,475万9千	▲2.3	2,722万1千
	歳出	4億753万8千	▲4.7	
介護保険	歳入	23億9,699万2千	4.3	1億720万1千
	歳出	22億8,979万1千	2.3	

(カッコ)は、繰越明許費繰越額

表2 財政健全化判断比率

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
かすみがうら市	—	—	12.10	115.90
早期健全化基準	13.27	18.27	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	40.00	35.00	—
概要	<p>一般会計の赤字額が市税、交付税などの財源規模に対する割合を示したもので、当市は黒字のため基準を下回っています。</p> <p>市のすべての会計の赤字額が、市税、交付税などの財源規模に対する割合を示したもので、当市はすべての会計黒字のため基準を下回っています。</p> <p>市および一部事務組合における借入金の返済額が、市税、交付税などの財源規模に対する割合を示したもので、当市は基準を下回っています。</p> <p>市と一部事務組合などが将来負担すべき額が、市税、交付税などの財源規模に対する割合を示したもので、当市は基準を下回っています。</p>			

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことから「—」で表示しています。

表3 資金不足比率

項目	水道事業会計	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
かすみがうら市	—	—	—
早期健全化基準	20.00		
説明	水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計における資金不足額の事業規模に対する比率を表し、当市では、いずれの会計も資金不足率は算定されません。		

※資金不足額がないため「—」で表示しています。

地方公共団体の財政健全化に関する法律(地方公共団体財政健全化法)に基づき、平成21年度決算に基づく市の財政健全化判断比率(表2)と資金不足比率(表3)をお知らせします。

各比率について早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになります。

また、財政再生基準を上回った場合は、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な財政再生を図ることになります。

当市は、健全化判断比率および資金不足比率ともにすべて基準を下回っている状況です。